

(目的)

第1条 埤町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る協議、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、埤町大字埤字大町三丁目21番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長が指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 棚倉警察署長又はその指名する者
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、町長が指名する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が集会する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、まち振興課に置く。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第13条 委員は、報償及びその職務を行なうために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 協議会の設立年度の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成24年6月13日告示第43号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成28年5月24日告示第39号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。